【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百一条の十三　削除

（改正前）

第百一条の十三　次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一　第百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二　第百一条の九第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

②　前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】

（改正後）

第百一条の十三　次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号及び第四項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一　第百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二　第百一条の九第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

②　前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

（改正前）

第百一条の十三　次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号及び第二項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一　第百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二　第百一条の九第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

②　前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】

（改正後）

第百一条の十三　次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号及び第二項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一　第百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二　第百一条の九第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

②　前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

（改正前）

第百一条の十三　次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第百六十八条ノ三並びに第二百八十四条ノ二第二項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一　第百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二　第百一条の九第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

②　前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百一条の十三　次に掲げる株式は、商法第百六十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第百六十八条ノ三並びに第二百八十四条ノ二第二項に規定する会社の設立に際して発行する株式とみなす。

一　第百一条の六第一項の規定により会員に割り当てる株式

二　第百一条の九第一項の規定により組織変更に際して発行する株式

②　前項の場合においては、同項各号に掲げる株式に係る組織変更の日を商法第二百二十五条第二号に掲げる日と、当該組織変更を同法第二百二十六条に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

（改正前）

（新設）